

訪問介護事業所ケアーズさいたま東浦和居宅介護等運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社ケアーズが開設する訪問介護事業所ケアーズさいたま東浦和（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号。以下「法」という。）第28条第1項第1号及び第1項第4号に規定する居宅介護・行動援護（以下「居宅介護等」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定めるとともに、障害者及び障害児（以下「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、居宅介護等を利用する障害者（児）（以下「利用者」という。）が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

3 居宅介護等の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 前3項のほか、「さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年さいたま市条例第58号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 訪問介護事業所ケアーズさいたま東浦和

(2) 所在地 さいたま市緑区大字大牧1218-33

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) サービス提供責任者 1名以上（常勤職員1名以上）
サービス提供責任者は、居宅介護等の利用申込みに係る調整、居宅介護等計画・行動援護計画の作成及び従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行うものとする。

(3) 従業者 3名以上（常勤職員2名以上、非常勤職員1名以上）
従業者は、居宅介護等計画・行動援護計画に基づき居宅介護等の提供にあたる。
うち、行動援護に従事する従業者2名以上（常勤職員2名以上）

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。

- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供日 年中無休。
- (4) サービス提供時間 午前9時から午後6時までとする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

- ア 身体障害者
- イ 知的障害者
- ウ 精神障害者
- エ 難病等対象者
- オ 障害児

(2) 行動援護

- ア 知的障害者
- イ 障害児（18歳未満の知的障害児）
- ウ 精神障害者（18歳未満の精神障害者を含む）
- エ 難病等対象者

(居宅介護の内容)

第7条 事業所が行う居宅介護等の内容は次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画・行動援護計画の作成

(2) 居宅介護

- ア 身体介護
 - (ア) 食事の介護
 - (イ) 排せつの介護
 - (ウ) 衣類着脱の介護
 - (エ) 入浴の介護
 - (オ) 身体の清拭、洗髪
 - (カ) その他必要な身体の介護

イ 家事援助

- (ア) 調理
- (イ) 衣類の洗濯、補修
- (ウ) 住居等の掃除、整理整頓
- (エ) 生活必需品の買い物
- (オ) 関係機関との連絡
- (カ) その他必要な家事

ウ 通院等介助

通院等のために、屋内外での移動の介護、受診手続き等の介助等を行う。

- (ア) 身体介護を伴う場合
- (イ) 身体介護を伴わない場合

(3) 行動援護

行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護（行動の前後を含む）、外出時に
おける移動中の介護等の支援を行う。

(4) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

(2) 及び(3)に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 居宅介護等を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収するものとする。その際、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超える地点から目的地までの距離に、片道5kmまでは1kmにつき30円、片道5km以上150円とする。

3 電車・バス等を利用して居宅介護等を提供した場合には、従業者の交通費としてその実費を徴収するものとする。

4 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明を行い、支払の同意を得なければならない。

5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証（第1項については受領証）を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、さいたま市、川口市、越谷市とする。

(緊急時等の対応)

第10条 従業者は、現に居宅介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、サービス提供責任者、又は管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第11条 事業所は、その提供した居宅介護等に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業所は、その提供した居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業所は、その提供した居宅介護等に関し、法第11条第2項の規定により市町村が行う報告若しくは居宅介護等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 事業所は、その提供した居宅介護等に関し、法第48条第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの

苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 事業所は、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 事業所は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

（勤務体制の確保等）

第12条 事業所は、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所の方針の明確化及びその周知
- (2) 相談及び苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- (3) その他雇用管理上必要な措置

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護等の提供を受けられるよう、居宅介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。

2 研修の機会は以下のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

3 訓練（シミュレーション）は年1回以上行うものとする。

（衛生管理等）

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じなければならない。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置

　　感染対策担当者 サービス提供責任者 千葉 美香
　　構成員 管理者 曽合 きよ子 従業者 千葉 美香
　　委員会の開催 6か月に1回以上

- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

　　採用時研修 採用後3か月以内
　　継続研修 年1回以上
　　訓練の実施 年1回以上

（身体拘束等の禁止）

第15条 事業所は、居宅介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身

の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置

　　身体拘束等の適正化対応策担当者　　サービス提供責任者　千葉　美香

　　構員　　　　　管理者　曾合　きよ子　従業者　千葉　美香

　　委員会の開催　　年1回以上

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施

　　採用時研修　　採用後3か月以内

　　継続研修　　年1回以上

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

　　責任者　　管理者　曾合　きよ子

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること

　　ア　虐待防止委員会の設置

　　虐待防止担当者　　サービス提供責任者　千葉　美香

　　構員　　　　　管理者　曾合　きよ子　従業者　千葉　美香

　　委員会の開催　　年1回以上

　　イ　虐待の防止のための指針の整備

　　ウ　虐待の防止のための研修の実施

　　採用時研修　　採用後3か月以内

　　継続研修　　年1回以上

　　訓練の実施　　年1回以上

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、適切な居宅介護等が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修　　採用後1か月以内

(2) 継続研修　　年2回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。

4 事業所は、他の事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。

5 事業所は、利用者に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第18条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、株式会社ケアーズと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年12月1日から施行する。